

研究ノート

企業と非営利組織の関係構築

調査結果を中心に

長谷川 秀 男

The Relationship between Business and Non Profit Organization

Hideo HASEGAWA

はじめに

本研究ノートは、文部科学省の2003～5年度科学技術研究費（基盤C No.15530262）に基づく「企業と非営利・協同組織の関係構築 産業集積と互助ネットワーク型システムを中心に」研究の一環として実施された4種類の調査結果の一部を中心にまとめたものである。

その中心的な位置を占める事例研究は、「企業と非営利団体の関係構築アンケート調査」「産業集積に関する研究アンケート調査」「あるきたくなる観光地（観光交流空間）づくり調査（街頭）」および「あるきたくなる観光地（観光交流空間）づくり調査（旅館等）」の4種類の調査のうち、企業と非営利組織の関連調査項目を中心に考察したものである。

またここでは、この事例研究に先立って、このテーマに取り組む契機となった今日の日本の状況に関する叙述を皮切りに、中央集権的な地域政策の「目的」の見直しや、地域産業政策の包括的な展開と「共助」的課題について言及している。

1 問題の所在

かつて、ごみ処理サービスは市場メカニズムによるのではなく、公共部門が担うべきであるとみなされていた。下水道、保健衛生、あるいは教育や医療サービスなどについて「市場の失敗」による外部不経済が発生すること、つまり市場原理が十分に機能しないということで、行政の介入を根拠づけ、外部不経済の内部化を正当化した伝統的な経済学の考え方に沿って、行政当局はごみを無

料で集め、処理してきた。

しかし、1970年代以降公害問題がクローズアップされ、環境・廃棄物に関する規制を強化していくなかで、ごみの収集、処理、処分に過大な投資を行わざるをえなくなった。そうした行政サービスを租税だけでまかなうことに限界がみえてきて、「汚染者負担の原則」が唱えられ、官民の役割分担が主張されるようになった。企業も製造物責任から考え直さなければならない時代を迎えている。

とはいえ、環境問題や福祉等の現代社会の悩める問題は、行政や企業の責務だけでかたづけられない。いわば、「公助」や「私助」に頼って解決できる性質のものではなく、地域住民や市民、一人一人が自覚し、「共助」の精神で取り組むことも必要である。

時代的要請に地域空間を通じてどう応えていくか。そのキーワードは、市町村が政策主体となり、地域づくり・地域経済建設にどこまで責任をもてるかどこかにある。その意味で、地域分権を推進し、市町村議会や行政はもとより、そこに居住している人々が政策主体として、地域づくり、地域経済建設にどこまで関与し、責任をもてるかどうか、市民主権のあり方が問われている。

2 「地域政策」の目的の見直しについて

20世紀最後の10年間で日本にとって『失われた10年』となってしまった。その原因としては、バブルの崩壊による不良債権の発生をはじめ、多くの経済的要因はあるが、痛みを伴うような構造改革や既得権の排除を断行し得なかった政治・行政の責任もある。暮らしは豊かにならず、他方財政状況が深刻な危機に陥っているのは、「政府の失敗」もあったからである。

そうした政府の失敗には、国による地域政策の失敗も含まれる。『国土の均衡ある発展』や『地域格差の是正』を名目に、地方や農村に手厚い投資を繰り返してきたにもかかわらず、そうした多くの地域は活性化せず、停滞色を強めている。他方、生活環境がさほど向上しないままに、将来への不安が高まる一方の大都市住民にとっても、これまでの地域政策は容認し難いレベルに至っている。

政府は、既得権の集合体としての地域政策はやめるべきである。各地域に遍く恩恵を及ぼそうとする公共事業や政策の高上げは意義に乏しく、財政環境もそれを許さない。各省庁ごとの省益や地域ごとの利害にとらわれない国家的見地からの政策の調整や重点化を実行すべきである。さらに、各地域の自主性に配慮し、画一的な統制をやめるとともに、権限と財源を大幅に地域に委ねる必要がある。

したがって、いかにして循環共生型地域社会をより具体的に構想すればよいか等の課題について考察するにあたっては、地域政策そのものを問い直す必要がある。隠れ赤字を含めると国家と地方の財政赤字が約1千兆円弱に達し⁽¹⁾、この財政問題がわが国の最大課題となっている今日の状況を踏まえると、『国土の均衡ある発展』や『地域格差の是正』という旗印は降ろさざるをえない。

戦後62年に策定された「全国地域総合開発計画」を皮切りに、掲げられてきた『国土の均衡ある発展』や『地域格差の是正』という地域政策の目的の時代的使命は終わりを遂げたのである。それに代わって、創意工夫をこらした地域主体の個性的な地域づくりが求められている。地域産業政策も、より地域生活者に近いところで政策決定される地域オリエンテッドな地域産業政策への大幅な重心移行が求められている⁽²⁾。

ところで、地域政策の目的としては、過疎・過密の解消と地域間格差の是正によるバランスある地域発展という視点を強く意識して策定された「全国総合開発計画」をはじめとする地域関連諸施策の目的を踏まえ、「地域住民のウェルフェアの向上」「地域間不平等の是正」「国土の均衡ある発展」などを掲げることが常とされてきた⁽³⁾。

その理由としては、ナショナル・ミニマムの達成、経済・財政環境、政策優先順位の決定、土地を取り巻く情勢、政治環境、国民の意識等があげられるが⁽⁴⁾、「全国地域総合開発計画」を根拠に取りまとめ・提唱されてきた地域政策、その「目的」については、情勢の変化の中で見直しが余儀なくなってきた。地域オリエンテッドな発想に基づく認識が必要になった。

いってみれば、戦後62年に策定された「全国地域総合開発計画」を皮切りに、掲げられてきた『国土の均衡ある発展』や『地域格差の是正』という地域政策の目的の時代的使命は終わりを遂げたのである。いわば、地域政策の目的を見直す必要性が生じたのであるが、その時代的使命終焉の背景については次のような指摘がある。（本学産業研究所「循環共生型地域社会づくり研究会」第1回（2000年6月13日開催）宮崎正寿報告「地域分権と地域づくり」の資料より要約引用）

すなわち、数十年間にわたって展開されてきた条件不利地への高上げ的政策展開によって、公共施設、教育、福祉など行政面でのナショナルミニマムはほぼ達成された。地方や農村部に財源を傾斜配分するだけの財政的余裕がなくなってきた。国の縦割り行政が、既得権の壁を崩せず、結果として地方への公共投資の偏重を助長してきたが、この点は、2001年からの中央省庁改革により、何らかの変化が生じつつある。土地問題との関連ではバブル崩壊後、地価下落が続き、公共事業についての用地買収面でのハードルが低くなり、その分、地方や農村の優位性は落ちてきている。政治的要因であるが、地方や農村の優位性を揺るがす潮流の変化が見られる。国土の均衡ある発展を名目とした従来の施策を続けることが政治的にも困難な状況となりつつある。国民の意識についてであるが、当然ながら、年月の経過や世代の交代とともに、大都市住民の郷里に対する精神的紐帯は希薄になり、農村に対する共感も薄れてきた。

こうした背景の下で、戦後ほぼ一環して続いてきた「国土の均衡ある発展」や「地域格差の是正」という地域政策上の基本課題も見直しを余儀なくされるようになった。それに代わって、地域主体の個性的な地域づくりが求められ、地域オリエンテッドな地域産業政策への大幅な重心移行が問われている。

03年6月27日「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」（「骨太の方針」第3弾）を閣議決定し、06年度までに概ね4兆円程度の国庫補助負担金の廃止・縮減を行うこと、税源移譲につい

ては基幹税の充実を基本に行うことが示され、本格的な税財政改革に一步踏み出したわけであるが、05年度予算の概算要求案を見る限り、まだまだ不十分であり、目指すゴールはかなり遠くにある状況だといえよう。

さらに付け加えるならば、「地域政策の目的の見直し」や本格的な地域住民本位の地域オリエンテッドな地域産業政策の展開にあたっては、豊かな政策構想力の大前提たる普遍的価値として、「自由」「平等」「博愛」「共生」の認識が重要である。フランス革命や市民革命、いわゆるブルジョワ革命を1つの契機に、封建時代の貴族・僧侶・地主にかわり産業資本家を機軸とした資本制的生産様式・市場メカニズムが作用する社会、それが歴史的に選択されたことを踏まえれば、自由・平等・博愛の理念は欠かせない。また、東洋人の自然と人間の調和観から、「共生」も重要である。(長谷川秀男〔2001〕256ページ)

3 地域産業政策の包括的な展開

まず、多くの人々は地域産業について概念定義を行わず、漠然と地域の産業という意味合いで使用しているケースが多い。ここでは、下記のような2つの似通った地域産業の概念定義を踏まえて、地域産業とは地域に本社を置く、地域土着の中堅企業・中小企業群のことを指している。

1つ目の見解は、「地域産業とは、製造業、建設業、卸・小売業、サービス業など、もっぱら立地している地域の住民、企業、地方公共団体を対象にして「モノ」や「サービス」を生産・販売している産業だけをいうのではない。輪島(石川県)の漆器、瀬戸(愛知県)の陶磁器、燕(新潟県)の金属洋食器などのように特定の地域に産地を形成して立地している地場産業、産地は形成していないが、地域の経営資源に基づいて、経営展開を図っているいわば一匹オオカミ型の独立企業なども含む。つまり、地域に本社を置き、経営者が地域住民の一員になりきっているのが地域産業といえることができる。このように地域産業を考えると、地域産業振興の主人公はいうまでもなく地域に本当に根ざした中堅・中小企業といえることができる。」ということである。(大蔵省大臣官房調査企画課財政金融研究室〔1984〕『地域産業発展の可能性』大蔵省印刷局、33～4ページ)

2つ目は、地域産業を「本社を地域に置き、経営者が地域住民の一員になりきっている土着の中堅・中小企業群のことをいう。より具体的には、卸・小売業、サービス業、製造・小売業などもっぱら立地している地域の事業所や住民を対象に物財やサービス財を生産・販売している産業だけをいうのではなく、特定の産地を形成している地場産業、さらに、産地は形成していないが、原材料や市場の面で地域と強い結びつきを持つ独立企業群などが地域産業を構成している主要なものである。」と定義している。(安部斎他編〔2000〕『地方自治体の現代用語』新版第一次改定版、学陽書房、293ページ)

これら2つの「地域産業」概念についてみれば、若干表現に違いはあるが、いわんとするところはほぼ同じだといってよい。一言でいえば、いずれの見解も、「地域に本社を置く、地域土着の中

堅・中小企業群」を地域産業と概念定義しているのである。

しかし、「地域産業政策」ということになると、そこで取り上げるべき内容は単純でなく、少なくとも「地域産業」の政策にとどまるものではない。それでは、地域産業政策についてはどう考えたらよいのだろうか。

筆者はかつて拙著〔1998〕『地域産業政策』日本経済評論社において地域産業政策の内容と問題点について言及したことがある。これについては、池田潔氏が「グローバル化時代の地域産業政策」（2002年8月）内田勝敏編『グローバル経済と中小企業』世界思想社の中で、「これまで地域産業政策について真正面から取り上げた本が、筆者の知る限り3冊ある」と前置きした上で、清成忠男『地域産業政策』（1986年）、今井照『市民自治としての産業政策』（1996年）の紹介に続き、拙著について次のようにまとめている。

「3冊目は、1998年に刊行された長谷川秀男『地域産業政策』である。同書では地域産業政策と関連のある地域政策、産業政策について整理を行った後、地域産業政策について次のように記されている。すなわち、地方自治が民主主義の基本であるとした上で、地域産業政策とは住民参加により、地方自治体が地域生活者の意志を対した計画を構想し、地方自治体の手で地域生活者の生活の質を改善し向上させていくこととしている。」と（内田勝敏編〔2002〕90ページ）。

こうした抽象的な表現から、より具体性をもった表現で言い表すとすれば、次の3つの側面を総合したものを地域産業政策の範疇として、捉えることの方が望ましいといえる。

第1に、「地域産業」の政策という側面である。上述のように、地域産業を「地域に本社を置く、地域土着の中堅・中小企業群」と捉え、それに関する支援政策の内容、その実施状況や問題点・課題等について展開することである。

第2に、地域に対する国家の産業政策という側面がある。2000年4月1日より、地域分権に基づく地方自治が実行段階に入ったとはいえ、現実には3割自治の大幅な改善がみられるわけでないから、当分の間この局面に関する展開が中心的とならざるをえない。

国家の地域に対する産業政策は、わが国において比較的新しく1960年代に始まったといえる。たとえば、日本地域政策学会第3回全国（新潟）研究大会におけるシンポジウムのパネラー高橋関東産業経済局長は、前述の全国総合開発計画をもってスタートしたといっている。

第3は、地域主体の産業政策という側面である。これは、いわゆる3割自治の範囲以内で行われている政策であって、筆者は「地域の、地域による、地域のための」産業政策といっている。池田潔氏がいう「地域オリエンテッドな地域産業政策」に相当する。

本来なら、上記の3番目の側面が中心とならなければならないのであるが、現実には中央集権体制は依然として根強く続く限り、この側面についてはさしあたりその実態や課題に関して言及するとともに、今後の展望として、その重要性をむしろ強調するという段階ではないか。

地域分権化が本格化し、いわば「中小企業政策から地域産業政策への転換」という方向性がより顕著となり、本来あるべき「地域オリエンテッドな地域産業政策」中心の時代が早く到来すること

を期待したい。

4 互助型ネットワーク社会と「共助」的課題

アイデンティティを喪失せず、日本的価値のシステム全体を見直すためにも、循環共生型地域社会づくりの方向を選択し、「諸地域をたがいに関連させる回路」つまり生活者の質(QOL)を高めるような地域間ネットワークを構築する必要がある。

いくら経済的に恵まれていても、仕事や人間関係、病気や不慮の出来事を通じて、弱い存在たる人間を意識せざるをえないときがある。むしろ、社会的存在としての人間を強く意識することが重要である。わが国の一つの特徴であった他者に尽くす、あるいは他者のために生きる行為、いわば他者との共同に高い価値を置くことを再吟味する必要がある。

地球環境保全の一つの要素である「現代の貧困」とか、地域レベルの廃棄物の減量化、リサイクルやリユースなどの問題は、わが国の規制緩和にみられる他者に助けられることも、他者を助けることも拒否する「自助」の精神では解決不可能である。人類として、ないしは地球市民として、他者に尽くすとか、他者のために生きることが求められる。

互助、つまり助け合いを重視することである。ここでは、互助は、社会保障のように国や地方自治体が行う助け合い「公助」、共同体(コミュニティ)のなかで行われる助け合い「共助」、そして自らの自助努力を指す「私助」などを総称した概念を意味している。

単に助けてもらうだけの「他助」「甘え」でなく、互助が重視される社会を再認識すべきと思う。もちろん、コモンズたる「共」的世界が「私」の自己増殖を抑制し、「公」を自治に引き戻す役割を担っているという意味合いで、現代社会の仕組み、強いてはわが国の地域社会システムに関する認識を新たにすることがあろう。

一言でいえば、私助、共助、公助を総合した概念たる『互助』型地域社会の形成が重要である。しかも、図1のように、それら3つの軸がトライアングルに機能し、パートナーシップなネットワークを形成することが極めて大事である。

最後に、「協働(コラボレーション)とパートナーシップの確立」が必要であるといいたい。NPO法(特定非営利活動促進法)が制定され5年半すぎたが、同法に基づくNPO法人の数は2004年6月末現在17,000を超えている。このような趨勢は、成熟した市場経済の国で、「市場の失敗」に介入する政府・地方自治体にも、「政府の失敗」が起こりうるということが強く認識され、第三の道として、NPOの存在が重視されるようになったこと、NPOが社会的に無視できない大きな存在になっていることを示している。

また、企業の様々な不祥事が続発している中で、企業を「利潤の極大化」の視点のみで捉え、評価することの限界性が問われている。そうした風潮を受けて、ミッションの達成を第一義とするNPOの経済的な役割が社会的に重要視されている。地域の活性化のために、その利活用が21世紀にお

企業と非営利組織の関係構築（長谷川）

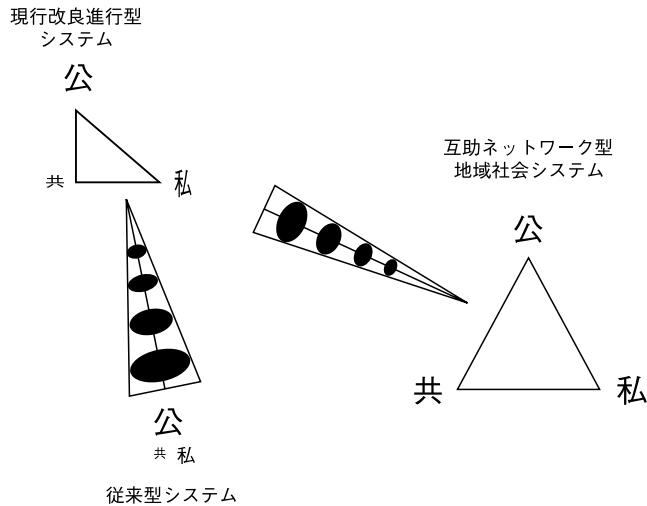


図1 互助ネットワーク型地域社会システム

る大きな課題となろう⁽⁵⁾。

政府・地方公共団体、企業、NPOの協働が先進国の共通課題となりつつある。市民社会の成熟化につれて、これらの組み合わせの最適化が重要となろう。いいかえれば、行政とNPO・市民等が協働するにあたって、対等なパートナーシップを確立することが21世紀における重要課題のひとつとなろう。

行政があらゆることを決め、NPO等を下請け補完的に使う姿勢を示すこと、一方でNPO・市民等が行政に過大な要求をすることは避けるべきで、各々の立場を尊重した対等なパートナーシップを構築し、公共ニーズ・サービスの改善等への対応に心がけるべきである。その点で、NPO評価手法の確立、税法上のインセンティブなど、取り組むべき課題は多々ある。

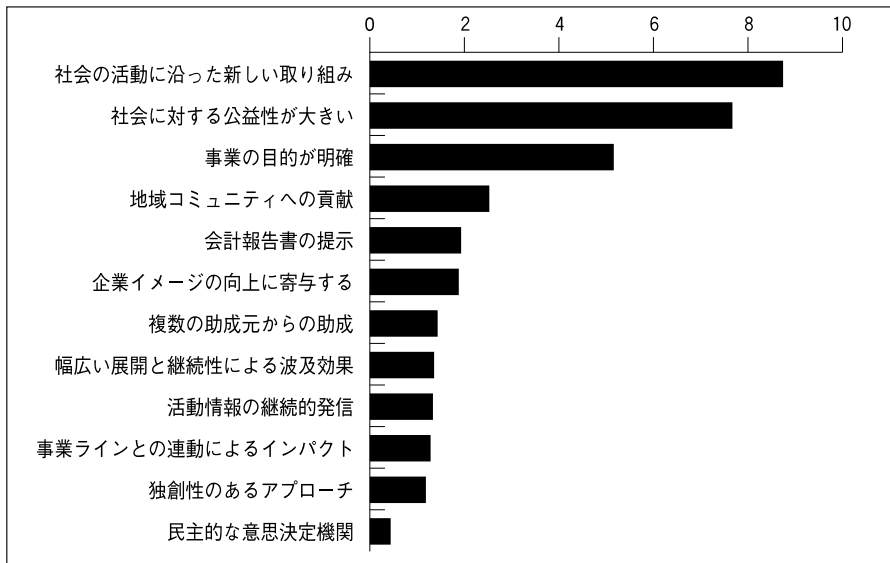
5 「企業と非営利組織の関係確立」に関する調査事例

2003～5年度の3年間もらうことになった文部科学省の科研費を下に、次の4種類の調査を行った。すなわち、「産業集積に関する研究」アンケート調査（全国の「産業クラスター計画」指定地域、燕・三条の旧来的なクラスター地域などを対象に調査票を配布、サンプル数は349件）、「企業と非営利組織の関係構築」に関するアンケート調査（全国の主だったNPO法人・中間組織を対象に配布、サンプル数は128件）および「あるきたくなる観光地（観光交流空間）づくり調査」（群馬県草津温泉の街頭3箇所でのヒアリング調査、サンプル数240件）と「あるきたくなる観光地（観光交流空間）づくり調査（旅館等）」（同温泉の旅館やペンション経営者に対するアンケート調査で、サンプル数は24件）であるが、ここでは「企業と非営利組織の関係構築」に関わる部分の主なものをピックアップし整理してみた。

(1) 「産業集積に関する研究」アンケート調査からみた企業と非営利組織

1) 大学・研究機関との共同研究・人的交流面

企業の協働活動からみるNPO法人の必要条件はなにか。現在進めている連携・協働の中で、最も多数を占めているのは、「大学・研究機関との共同研究・人的交流」(59.6%)である。それを外的基準として数量化Ⅱ類の手法により説明変数のレンジを求めると、この種の連携・協働企業においては、「社会の課題に沿って新しい取り組みを行っている」ことが協働の上で最も必要であり、ついで「社会に対する公益性が大きく、多くの人に貢献している」「事業の目的が明確である」等々の順で続いている。(図2)



(注) 数量化Ⅱ類による算出。

図2 大学・研究機関との共同研究・人的交流のレンジ

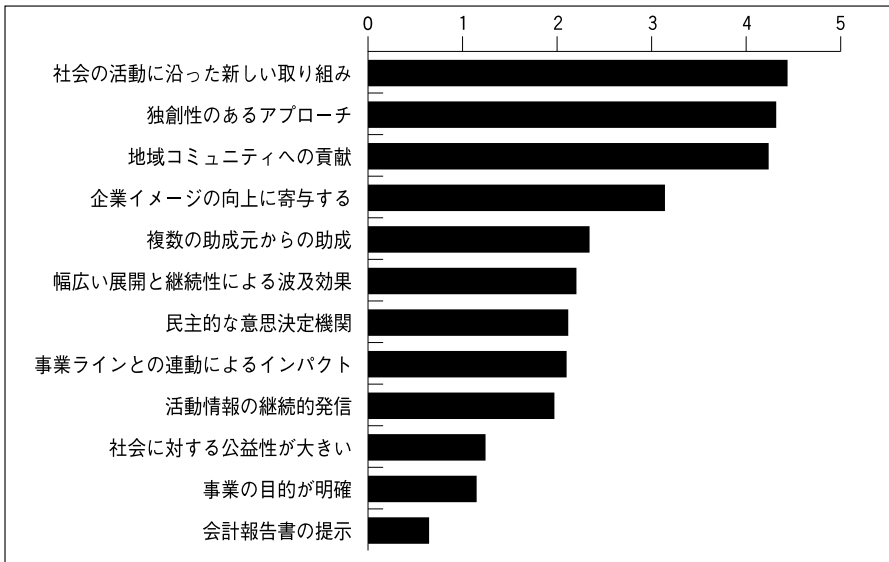
つまり、大学・研究機関との共同研究や人的交流を進めている企業にとっては、協働の必要条件として、社会性や事業目的の明確化を指摘するものが多いといえる。

2) 地域の中間組織の活用側面

地域の中間組織の活用は現在進めている連携・協働の中でわずか11.7%にすぎないが、上記と同様にそれを外的基準として数量化Ⅱ類の手法により説明変数のレンジを求めると、図3のように「社会の課題に沿って新しい取り組みを行っている」ことが協働の上で最も必要であり、ついで「諸課題に対して独創性のあるアプローチを採っている」「地域コミュニティに貢献している」等々の順で続いている。(図3)

社会の課題に沿って新しい取り組みを行っていることが、前記1)と同様であるが、中間組織の活用側面ではそれに続き、独創性のあるアプローチや地域コミュニティへの貢献が必要視されている。

企業と非営利組織の関係構築（長谷川）

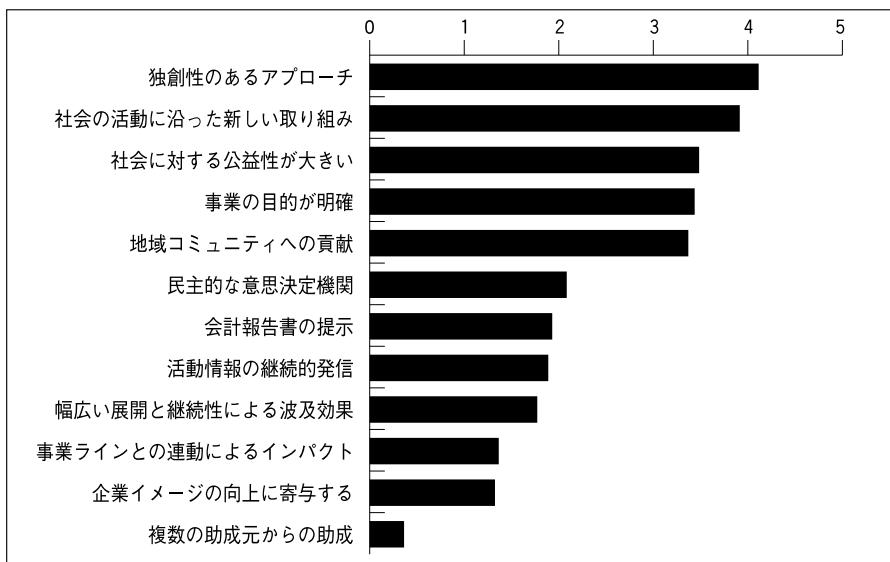


(注) 数量化Ⅱ類による算出。

図3 中間組織活用のレンジ

3) 立地条件との関連

重要だと考える立地条件の中で、最も多数を占めているのは、「受注先企業との近接性（受注しやすい）」(38.1%)である。それを外的基準として数量化Ⅱ類の手法により説明変数のレンジを求め、「諸課題に対して独創性のあるアプローチを採っている」ことが協働の上で最も必要であり、



(注) 数量化Ⅱ類による算出。

図4 立地条件関連のレンジ

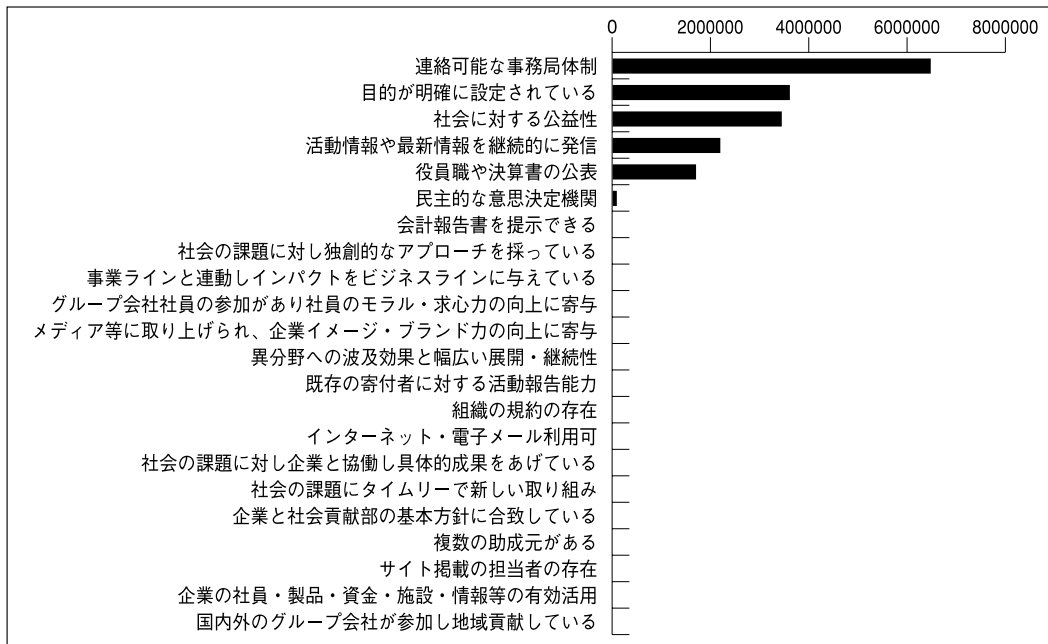
ついで「社会の課題に沿って新しい取り組みを行っている」「社会に対する公益性が大きく多くの人に貢献している」等々の順で続いている。(図4)

以上の3側面からみる限りでは、大方のところ「社会の課題に沿って新しい取り組みを行っている」「社会に対する公益性が大きく、多くの人に貢献している」「事業の目的が明確である」「諸課題に対して独創性のあるアプローチを採っている」「地域コミュニティに貢献している」「社会に対する公益性が大きく多くの人に貢献している」などが、企業と非営利組織との関係構築の主なキーワードだといえよう。

(2) 「企業と非営利組織の関係構築」に関する調査からみた企業と非営利組織

1) 企業との連携・協働

NPO法人・中間組織を対象にした本調査において、協働分野としてあげた「企業との連携・協働」を外的基準として、数量化Ⅱ類の手法により説明変数のレンジを求めてみる。企業との連携・協働を「大いに必要」とするNPO等の組織にあっては、「連絡可能な事務局体制がとられている」が突出しており、ついで「事業の目的が明確に設定されている」「社会に対する公益性が大きく多くの人に貢献している」「活動情報や最新情報を継続的に発信できる」「役員職および決算書が公表されている」などが続いている。(図5)



(注) 数量化Ⅱ類による算出。

図5 企業との連携・協働のレンジ

企業の場合と違って、NPO等の組織にあっては、事業の目的が明確に設定され、かつ役職員および決算書が公表されているといったように事務局体制が確立し、活動情報や最新情報を継続的に発信できることが極めて重要だといえよう。

2) フリーアンサーからみた企業と非営利組織

企業と非営利組織の具体的な協働を「企業と非営利組織の関係構築」に関する調査のフリーアンサーから、紙数の制約上ほんの一部ピックアップすると、次のとおりである。

N2： 「お菓子工房パンドラのお菓子販売」事業における協働。知的発達・精神障害者が作った洋菓子を生協と連携して、D本社、K総合病院、K市役所で販売することにより、障害者の社会参加促進、地域社会のノーマライゼーションを推進している。

N11： 地元の配送会社S通運との協働事業。S通運の引越しサービス等を住民が利用する際、ボラナビ倶楽部へ還元する旨伝えてもらえると、利用額の一部がS通運からボラナビへ寄付される。

N14： 地域で行き場のない障害を持つ方々が集まり作業場をつくっている。この作業場は、行政の支援を全く受けず、企業との関わりの中で環境問題をテーマにしなが、仕事を作り出している。他企業がゴミとして消却する予定の物をすずなり工房がゆずり受け、リユース商品グッズとして、社会にもう一度出している。

N15： 中心市街地で子育て支援「街角キッズルーム」を運営している。その1つは四季通りキッズルームで、Y山形屋別館に開設し（百貨店との協働）、2つ目はガガイトキッズルームで、K宮崎8階に開設（商工会議所との協働）。乳幼児とその親がほっとする時間と空間を提供し、子供の一時預かりも行っており、ボランティア（有償・無償）が親の話し相手や子供の遊び相手をしている。買い物中に休憩のため立ち寄る家庭連れや、中心市街地での用事を済ませる間子供を預ける親に広く利用されている。

N21： 「がんばれNPO・ポイント上げちゃうぞ」事業を行っている。地元企業「Kストア」で買物をした際に、レジ袋をいらない客がレジ袋代1枚2円分をNPOに寄付できるシステムである。

N30： 「NPO PRESS製作事業」：地元新聞社と協働し、新聞紙面にNPOの情報を掲載。新聞社は紙面や機材を無償提供し、当センターは企画・取材・編集・紙面製作を担当。また、親子イベントカレンダーの製作に関する協働を行っている。地元ケーブルテレビ会社の番組情報紙内で、当センターがNPOの情報網・ネットワークを生かした「親子ででかけられるイベントカレンダー」を製作している。

N46： まちづくり活動支援基金「ひと・まち未来づくりファンドHM2（ふむふむ）」の運営サポート事業：財団法人ひと・まちネットワークが委託者となり、H市からの補助金を銀行に信託して平成15年3月から公益信託「ひと・まち未来づくりファンドHM2」がスタート。市民・企業等からの寄附金を加え、活動費に悩む、市民団体のまちづくり活動を助成し、市民・企業・行政の三者協働のまちづくりを図る。

おわりに

人々にとって望ましいのは、経済の進歩それ自体ではなく、むしろ社会の進歩、生活の質(QOL)の向上であり、多くの人たちは恐らく循環共生型地域社会づくりが21世紀の最大課題だと思っているはずである。その意味では、政策決定のプロセスを問い直し、地域分権的なシステムへの移行を促進するとともに、バランス・グローバル・パスの方向や、互助型地域社会システムの確立などを模索する必要がある。

本研究ノートでは、「互助型地域社会システムの確立」について、そのトライアングルの一角たる「共助」、より具体的には企業と非営利組織との協働(コラボレーション)側面からアクセスしようとした。しかし、調査を前述のように多種類行ったが、紙数の制約上一部の調査結果にしかな言及していないため、その分析は不十分なものとなってしまった。飯岡秀夫教授の退官記念論集に、本格的な学術論文を投稿できなかったことをお詫びしたい。

ここ1、2年は親しく会話をする機会がほとんどなかったが、飯岡氏が本学へ1970年に赴任して以来、親しく交えていただいたことを感謝している。長身の飯岡氏と故椎名進氏との間に短身の筆者が挟まって歩いている様相をみて、同僚から凸凹コンビと冷やかされていたことが懐かしく思う。また、フィールドワークを重視する帰納法的な研究手法の筆者に対して、演繹法を一貫して貫いてきた研究姿勢にうらやましさを感じたこともある。定年後も特任教授として本学に在籍すること、執筆活動を続け、ライフワークのさらなる希求、その成果に期待したいものである。長いこと、ご苦勞様でした。

(はせがわ ひでお・本学地域政策学部教授)

注：

- (1) 財務省は2004年9月24日、国債や借入金など政府の借金の6月末残高が729兆2,281億円と3月末比26兆802億円増えたと発表した。国民一人当たりでは約571万円の借金を負っている計算。これに、特殊法人などへの政府保証債務残高58兆7,354億円と地方の借金204兆円を加えると、約993兆円となる。国債の大量発行は当面続く見込みで、過去最高の借金残高が今後も膨らみ続けるのは確実だ。(『読売新聞』2004年9月25日)
- (2) 池田潔氏は「グローバル化時代の地域産業政策」(内田勝敏編〔2002年〕『グローバル経済と中小企業』世界思想社、84ページ)の中で、「地方自治体にも、自らが政策主体となって、地域独自の産業政策を立案し、実行する地域オリエンテッドな産業政策の実施を求めている。」と指摘している。
- (3) 望月幸泰氏は『地域政策研究のための主要理論』(日本政策投資銀行・地域政策研究センター、2001年3月、18ページ)の中で、地域政策について色々な視点から言及しているが、最終的には行政・国土計画サイドにたった地域政策の概念を次表のようにまとめている。

企業と非営利組織の関係構築（長谷川）

地域政策の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・各地域内の住民の総合的な福祉水準の向上。 ・地域間の経済的・社会的不平等の是正、国土の均衡ある発展。 	
地域政策の手段	<ul style="list-style-type: none"> ・当該地域の振興のための政策。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域格差是正、国土の均衡ある発展に向けた、地域差別的・選択的な政策。
地域政策の主体	<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治体 	<ul style="list-style-type: none"> ・国
地域政策の留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・機会平等を基本としつつ、結果平等のための政策的支援も考慮。 ・国の経済政策や産業政策との連携、それらの影響の考察。 	

（出所）日本政策投資銀行・地域政策研究センター『地域政策研究のための主要理論』2001年3月、18ページ。

- （４）『国土の均衡ある発展』が地域政策の基調で有り続けた理由はいくつか上げられるが、旧自治省出身で本学の教授であった故宮崎正寿氏は本学産業研究所「循環共生型地域社会づくり研究会」第1回（2000年6月13日開催）報告「地域分権と地域づくり」において、次のように述べている（一部割愛の上引用）。すなわち、「第1は、戦後の民主的平等志向と経済成長を背景に、多くの行政分野において、全国的にある程度統一されたナショナルミニマムの達成が目標となってきたことである。第2は、経済成長に伴う税収の増加があったことである。第3は、国の縦割り行政のもと、大都市と地方、都市と農村の関係をどのように整理し、政策優先順位をどのようにつけるかについて既得権への固執はあっても、統一かつ科学的に政策判断を行う体制が十分でなかったことである。第4は、都市と農村における土地を取り巻いてきた状況の違いである。第5は、地方や農村に比較的有利な選挙制度のもとで、自民党の長期政権が続いてきたことである。第6は、国民の意識である。大都市住民の少なからぬ部分が、自ら地方や農村の出身者であるか、自分の父母がそうした出身者であり、地方や農村に親近感を持ち続けてきたことである。以上のうち、第1と第2は政策的な理由といえようが、第3と第4は行政の組織ないし執行体制に由来するものであり、第5と第6は、政治的、社会的な原因である。」と。
- （５）互助型ネットワーク社会における基本課題については、拙稿「循環共生型地域社会づくりの課題 地域産業政策視点からみた基本課題」〔2005〕『循環共生型地域社会づくり』日本経済評論社を参照のこと。

参考・引用文献

- 長谷川秀男〔1998〕『地域産業政策』日本経済評論社
 長谷川秀男〔2001〕『地域経済論 パラダイムの転換と中小企業・地場産業』日本経済評論社
 玉野井芳郎〔1977〕『地域分権の思想』東洋経済新報社
 池田潔氏〔2002〕「グローバル化時代の地域産業政策」内田勝敏編『グローバル経済と中小企業』世界思想社
 日本政策投資銀行・地域政策研究センター〔2001〕『地域政策研究のための主要理論』（地域政策調査Vol.1）地域政策研究センター
 大蔵省大臣官房調査企画課財政金融研究室〔1984〕『地域産業発展の可能性』大蔵省印刷局
 安部斎他編〔2000〕『地方自治体の現代用語』新版第一次改定版、学陽書房
 土屋清・大来佐武郎監修〔1963〕『第三次全国総合開発計画』ダイヤモンド社
 宮崎仁編〔1969〕『新全国総合開発計画の解説』日本経済新聞社
 旧国土庁計画・調整局編〔1978〕『第3次全国総合開発計画（第1巻）』国土計画協会
 旧国土庁計画・調整局／四全総研究会編〔1987〕『第4次全国総合開発計画 40の解説』時事通信社
 旧国土庁計画・調整局監修〔1999〕『21世紀の国土のランドデザイン 新しい全国総合開発計画の解説』時事通信社